第二期中期目標期間終了後の積立金の処分について

平成 28 年度は機構の第二期中期目標期間の最後の事業年度に当たるため、各勘定の積立金については、機構法第 18 条及び機構法附則第7条の規定により、次表のとおり処分しています。

	証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等 勘定	既往債権管理勘定
 積立金の金額	276, 703, 737, 147 円	29, 193, 381, 834 円	35, 920, 467, 061 円	346, 355, 473, 445 円	143, 253, 784, 983 円
	270, 700, 707, 147]	23, 130, 301, 034 []	33, 320, 407, 001 []	040, 000, 470, 440 []	140, 200, 704, 000 []
第三期中期目標期間					
に繰り越すものとして	259, 764, 187, 835 円	1, 433, 026, 616 円	35, 920, 467, 061 円	346, 355, 473, 445 円	143, 253, 784, 983 円
主務大臣の承認を受け					
た金額					
国庫納付金額(※)	16, 939, 549, 312 円	27, 760, 355, 218 円	-		_

[※] 平成29年7月10日に国庫納付を行っています。